

○中標津町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前			改正後		
(特別用途地区) 第3条の2 特別用途地区の区分は第1種特別工業地区、第2種特別工業地区及び大規模集客施設制限地区とする。 (建築物の制限) 第4条 第2条の特別用途地区内においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める建築物を建築し、又は用途を変更して新たにこれらの用途に供してはならない。ただし、町長が地区の指定の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 (1)・(2) (略) (3) 大規模集客施設制限地区 別表の3に掲げる建築物 2 (略) 別表(第4条関係)			(特別用途地区) 第3条の2 特別用途地区の区分は第1種特別工業地区、第2種特別工業地区、<u>第3種特別工業地区</u>及び大規模集客施設制限地区とする。 (建築物の制限) 第4条 第2条の特別用途地区内においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める建築物を建築し、又は用途を変更して新たにこれらの用途に供してはならない。ただし、町長が地区の指定の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 (1)・(2) (略) (3) <u>第3種特別工業地区</u> 別表の3に掲げる建築物 (4) <u>大規模集客施設制限地区</u> 別表の4に掲げる建築物 2 (略) 別表(第4条関係)		
特 別 用 途 地 区 の 区 分	地区の 名称	建築してはならない建築物	特 別 用 途 地 区 の 区 分	地区の 名称	建築してはならない建築物
1	第1種 特別工 業地区	1 次の各号に掲げる工場 (1) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 (2) 骨炭その他動物質炭の製造	1	第1種 特別工 業地区	1 次の各号に掲げる工場 (1) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 (2) 骨炭その他動物質炭の製造

改正前	改正後
(3) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造 (4) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白 (5) 骨、魚、きば、ひずめ又は貝がらの引割若しくは乾燥研磨 (6) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの (7) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造 (8) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造 2 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 3 <u>住宅（ただし、地区内に立地する工場の管理のための住宅を除く。）</u> 4 <u>長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿（ただし、地区内に立地する工場の所有に係わる当該工場の従業員のための長屋、共同住宅及び寄宿舎を除く。）</u> 5 <u>住宅で事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途を兼ねるもの</u> 6 <u>物品販売業を営む店舗又は飲食店</u> 7 <u>ホテル、又は旅館</u> 8 <u>学校</u> 9 <u>病院</u> 10 <u>老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する</u>	(3) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造 (4) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白 (5) 骨、魚、きば、ひずめ又は貝がらの引割若しくは乾燥研磨 (6) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの (7) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造 (8) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造 2 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 3 <u>物品販売業を営む店舗又は飲食店（床面積が3,000㎡を超えるもの）</u> 4 <u>ホテル、又は旅館</u> 5 <u>学校</u> 6 <u>病院</u> 7 <u>老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</u> 8 <u>劇場、映画館、演芸場又は観覧場</u> 9 <u>マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外馬券売場その他これらに類するもの</u> 10 <u>キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの</u>

改正前			改正後		
		<u>もの</u> 11 <u>劇場、映画館、演芸場又は観覧場</u> 12 <u>マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外馬券売場その他これらに類するもの</u> 13 <u>キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの</u>			
2	第2種特別工業地区	1 建築基準法別表第二（と）項に掲げるもの（ただし、自動車修理工場を除く。）	2	第2種特別工業地区	1 建築基準法別表第二（と）項に掲げるもの（ただし、自動車修理工場を除く。）
3	大規模集客施設制限地区	1 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの	3	第3種特別工業地区	1 建築基準法別表第二（る）項に掲げるもの 2 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 3 住宅 4 長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿 5 住宅で事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途を兼ねるもの 6 物品販売業を営む店舗又は飲食店（床面積が500㎡を超えるもの） 7 ホテル、又は旅館 8 学校 9 病院 10 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 11 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 12 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売

改正前			改正後		
					所、場外馬券売場その他これらに類するもの 13 キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの
			4	大規模 集客施 設制限 地区	1 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの